

まだ間に合う
4月改正！



働き方改革 関連法直前対策セミナー

13:30
3月14日(木) 16:00

罰則や違反企業の公表など知らなかったでは済まされません

- 年次有給休暇
5日付与義務化
- 時間外労働
上限規制
- 割増賃金
率引上げ
- 同一労働
同一賃金
- 勤務間
インターバル

現在、日本は生産年齢人口の割合が減少しており、人手不足によって採用ができず、人材の引っ張り合いが起きています。その結果離職率が高くなり、一人あたりの労働時間が増えやすい環境になっています。

最近だと有名企業の違法な時間外労働や過労死自殺などが連日ニュースで取り上げられていました。中小企業についても、昨年度には25,676の事業場について長時間労働の疑いのための調査が入り、調査結果が公表されました。そのほか労働基準法などを違反した事案と企業名の公表がおこなわれています。こういった経緯を踏まえ、日

本では労働時間に関する意識の高まりから、より労働者の権利保護の流れが強まっています。

経営者の方が知らなければいけない働き方改革をいま、解き明かします。

場所 石川県青少年総合研修センター
(金沢市常盤町)

参加費 電話076-252-0666)

顧問先企業様	1名様	2,160円
一般の企業様	1名様	3,240円

ウラに続きます

社会保険労務士 山田事務所
〒920-1161 金沢市鈴見台1丁目5番14号

TEL : 076-221-2114

「知らなかった。」では済まされません！



社会保険労務士 山田事務所
代表 三井 敏彦

改正時期：赤＝全ての企業 黄＝大企業のみ

改正事項	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年次有給休暇 5 日付与義務	全ての企業				
残業時間の上限規制	大企業のみ				
60時間超の残業割増率引き上げ	大企業のみ				
労働時間の適正把握の義務化	全ての企業				
同一労働同一賃金	⇒	大企業のみ			
勤務間インターバルの促進	全ての企業				

会社名		会社所在地	
役職		お名前	
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			お申込み締切日 3月8日（金）

お申込みは、下記HPから、またはFAX：076-221-5774にてお願い致します。

社会保険労務士
山田事務所
〒920-1161
金沢市鈴見台1丁目5番14号
TEL：076-221-2114



お申込みはこちらをクリック願います。

金沢 山田事務所

検索

記載頂きましたお客様の個人情報は、当事務所からのセミナーのご案内と、開催要項の発送に使用いたします。
それ以外の目的には使用いたしません。